

全国経理教育協会

簿記能力検定試験 2級 商業簿記

2019 年度

出題基準改定対応

テキスト

2019 年度より簿記の商業簿記・会計学の出題基準が一部改定されます。

本資料は、2 級商業簿記について、出題範囲に追加される項目に関する内容をまとめたものです*¹。

Chapter 1	商品売買
Section 1	売上原価対立法* ²
Section 2	値引き
Section 3	他店商品券

*1 2019 年 3 月時点において、全国経理教育協会より公表されている情報に基づいて作成しています。

*2 1 級商業簿記・会計学の出題範囲でしたが、改定にあたり 3 級商業簿記の出題範囲となったため、学習状況を考慮し、本資料に掲載しています。



<http://www.net-school.co.jp/>

©Net-School

売上原価対立法

はじめに

大量処理に適した三分法ですが、「決算にならないと利益がわからない」という欠点があります。IT化が進んだことにより、販売した商品の原価もすぐわかるようになったことから、売上原価対立法も多く使われるようになってきています。売上原価対立法は商品有高帳と併せて出題される可能性もあるので、しっかりと学習しておきましょう。

1 売上原価対立法とは

売上原価対立法とは、商品を仕入れたときは**商品勘定**の借方に原価で記入し、これを販売したときは**売上勘定**の貸方に売価で記入するとともに、その商品の原価を**商品勘定**から**売上原価勘定**に振り替える方法をいいます⁰¹⁾。



01) 販売のつど、売上原価が計算され、期末時点の商品勘定は期末商品原価を表すため、決算整理仕訳を行う必要はありません。

2 商品売買の処理

(1)仕入時

例 1-1

商品 ¥8,000 (原価) を掛けで仕入れた。

商品勘定の借方に原価で記入します。

(借) 商	品	8,000	(貸) 買	掛	金	8,000
-------	---	-------	-------	---	---	-------

(2)仕入戻し時

例 1-2

商品 ¥250 を仕入先に返品し、掛け代金と相殺した。

仕入戻しを行ったときは、商品勘定の貸方に記入します。

(借) 買	掛	金	250	(貸) 商	品	250
-------	---	---	-----	-------	---	-----

(3)販売時

例 1-3

商品 ¥6,300 (原価) を ¥9,000 で掛けで売り上げた。

販売時には、売上の計上とともに、商品の原価を商品勘定から売上原価勘定に振り替えます。

(借) 売	掛	金	9,000	(貸) 売	上	9,000	
(借) 売	上	原	価	6,300	(貸) 商	品	6,300

(4)売上戻り時

例 1-4

得意先から商品（売価 ¥500、原価 ¥350）が返品され、掛け代金と相殺した。

販売した商品が返品されたときは、販売時の逆仕訳を行います。

(借) 売	上	500	(貸) 売	掛	金	500	
(借) 商	品	350	(貸) 売	上	原	価	350

(5)決算時

例 1-5

決算にあたり、期末商品は ¥1,800 である。

商品勘定、売上原価勘定が、それぞれ期末商品、売上原価の金額となるため、決算整理仕訳は行う必要はありません。

仕 訳 な し

Try it 例題

**売上原価対立法の処理**

次の商品甲に関する取引につき、売上原価対立法によって仕訳を示すとともに商品勘定への記入を行いなさい。

なお、8月1日の甲商品の前月繰越高は、5個(単価110円)であり、原価の計算は先入先出法を用いている。

- 8月2日 福岡商店から、商品甲20個を@¥100で仕入れ、代金は掛けとした。
- 3日 2日に仕入れた商品甲のうち2個を返品した。なお、代金は同店に対する買掛金から差し引いた。
- 12日 京都商店に対し、商品甲15個を@¥140で販売し、代金は現金で受け取った。
- 17日 山口商店から、商品甲20個を@¥90で仕入れ、代金は現金で支払った。
- 20日 札幌商店に対し、商品甲10個を@¥150で販売し、代金は掛けとした。
- 22日 京都商店に対し、商品甲15個を@¥150で販売し、代金は掛けとした。
- 24日 京都商店に対し、22日に販売した商品につき、品違いのため1個が返品された。なお、代金は同店に対する売掛金から差し引いた。
- 26日 福岡商店から商品甲30個を@¥110で仕入れ、代金は掛けとした。
- 28日 札幌商店に対し、商品甲24個を@¥150で販売し、代金は掛けとした。



8月2日	(借) 商	品	2,000	(貸) 買	掛	金	2,000
3日	(借) 買	掛	金	200	(貸) 商	品	200
12日	(借) 現	金	2,100	(貸) 売	上		2,100
	(借) 売	上	原	価	(貸) 商	品	1,550
17日	(借) 商	品	1,800	(貸) 現	金		1,800
20日	(借) 売	掛	金	1,500	(貸) 売	上	1,500
	(借) 売	上	原	価	(貸) 商	品	980
22日	(借) 売	掛	金	2,250	(貸) 売	上	2,250
	(借) 売	上	原	価	(貸) 商	品	1,350
24日	(借) 売	上	150	(貸) 売	掛	金	150
	(借) 商	品	90	(貸) 売	上	原	価
26日	(借) 商	品	3,300	(貸) 買	掛	金	3,300
28日	(借) 売	掛	金	3,600	(貸) 売	上	3,600
	(借) 売	上	原	価	(貸) 商	品	2,560

		商品 (甲)		
8/ 1	前月繰越	550	8/ 3 買掛金	200
8/ 2	買掛金	2,000	8/12 売上原価	1,550
8/17	現金	1,800	8/20 売上原価	980
8/24	売上原価	90	8/22 売上原価	1,350
8/26	買掛金	3,300	8/28 売上原価	2,560
			8/31 次月繰越	1,100

Section 1 のまとめ

■ 売上原価対立法の期中仕訳の結果、決算整理前残高試算表は、以下のようになります。

決算整理前残高試算表							
期末商品→	商	品	1,800	売	上	8,500	←純売上高
売上原価→	売	上	原	価	5,950		

したがって、決算整理仕訳は「仕訳なし」となり、商品、売上原価、売上の3つの勘定の金額は、決算整理後残高試算表も決算整理前残高試算表と同じとなります。

Section

2

重要度

ねび
値引き

はじめに

「あっ！キズが付いてるじゃないか」。あなたが以前に仕入先の松山商店に注文し、送られてきた商品のいくつかにキズが付いていました。松山商店にそのことを連絡すると、「値引致しましょう」と言います。さあ、この場合にはどのような処理を行うのでしょうか？

1 前提となる取引

値引きには、その前提となる商品売買取引があります。

例2-1

あなたは、松山商店より商品 10 個 (@ ¥5,000) を掛けで仕入れた。

(借) 仕 入 50,000 (貸) 買 掛 金 50,000

2 値引きとは

例2-2

あなたは、掛けで仕入れた商品 10 個 (@ ¥5,000) の外箱に傷があったので、代金総額 ¥50,000 に対して 5% の値引きを受けた (ただし三分法による)。

値引き⁰¹⁾とは、商品の汚れなどの理由で、仕入先に申し入れて代金の一部を引き下げてもらふことです。あなたが仕入先から値引きを受けた場合には、返品の時と同じように仕入勘定の減少として処理します⁰²⁾。

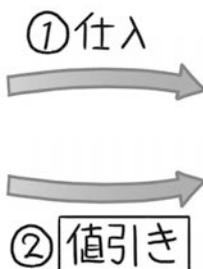
なお、返品の場合と同様に、値引額 ¥2,500 は仕入先に支払わない (または返してもらう) のですから、この金額は買掛金から差し引きます。

(借) 買 掛 金 2,500⁰³⁾ (貸) 仕 入 2,500

申し訳ありません、
その分値引きいたします



このシャツほつれ
んですけど...



01) 返品と値引きの違い
返品の場合には商品が移動しますが、値引きの場合には商品は移動しないという違いがあります。

02) 値引きは仕入原価を表す仕入のマイナス修正となります。

03) $¥50,000 \times 5\%$
= ¥2,500

なお、三分法では返品と値引きは同じ仕訳となります。また、売上原価対立法では次の仕訳となります。

(買掛金) 2,500
(商品) 2,500

3 販売側の処理

では逆に、販売側である仕入先、松山商店の処理はどのようになるのでしょうか。

販売側の松山商店は、値引きをした場合に売上の減少として処理します。

例2-3

掛けで販売した商品 10 個 (@ ¥5,000) のうち外箱に傷があったので、代金総額 ¥50,000 に対して 5%の値引きを行った(ただし三分法による)。

04) 本書では、掛取引を前提とした値引きの処理を取り上げます。

値引額 ¥2,500 は回収できない(または相手に返す)ので、この金額は売掛金から差し引きます⁰⁴⁾。

(借) 売 上 2,500⁰⁵⁾ (貸) 売 掛 金 2,500

05) $¥50,000 \times 5\% = ¥2,500$

Try it 例題



値引きの処理

次の取引について、静岡商店と愛知商店の仕訳を行いなさい。

静岡商店は、さきに愛知商店から掛けで仕入れた商品の一部に傷があったため、¥4,000の値引きを受けた。

解答



静岡商店の仕訳

(借) 買 掛 金 4,000 (貸) 仕 入 4,000

愛知商店の仕訳

(借) 売 上 4,000 (貸) 売 掛 金 4,000

Section 2のまとめ

値引き……代金の一部を引き下げる(商品の移動なし)

	仕 入 側	販 売 側
値引き	(借)買 掛 金××× (貸)仕 入×××	(借)売 上××× (貸)売 掛 金×××

Section

3

重要度

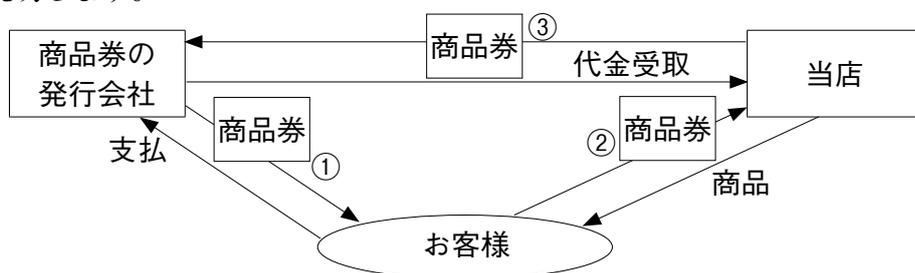

 たてんしょうひんけん
 他店商品券

はじめに

地域振興のため自治体がその地域だけで使える商品券を販売することがあります。その商品券を持ったお客様が当店で商品を購入しました。こんな時どのような処理をするのでしょうか？

1 商品券のしくみ

商品券がどのようなしくみで発行され利用されているのかを下の図で説明します。

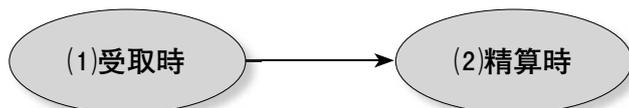


- ① お客様は商品券発行会社等で商品券を購入します。
- ② その商品券が使えるお店で商品を購入し、代金として商品券で支払います。
- ③ 商品券で販売したお店(当店)は後日、商品券発行会社で商品券の精算をしてもらいます。

2 他店商品券の処理

他の会社が発行した商品券を受け取り、商品を販売することがあります。このような場合には、他店商品券勘定(資産の勘定)⁰¹⁾で処理します。これは、後に、受け取った商品券の発行会社に代金を請求できるからです。

他店商品券の処理では、(1)他店商品券を受け取ったとき、(2)商品券代金を精算したとき、の2つに注意してください。



(1)受取時

例3-1

あなたは、佐原商店の発行した商品券と引換えに ¥10,000 の商品を販売した。

01) みなさんは日常的に「商品券」は資産だと感じていると思います。これは、自分で商品券を発行することなく、すべて他店の発行した商品券を扱っているためです。

他店の発行した商品券と引換えに商品を販売したときには、他店商品券勘定(資産の勘定)の増加として処理します。これは、この後受け取った商品券の発行会社に代金を請求できるからです。

(借) 他店商品券 10,000 (貸) 売上 10,000

(2)精算時

例3-2

後日、佐原商店に商品券部分の代金を請求し、現金で精算を受けた。

他店の発行した商品券を精算したときには、他店商品券勘定の減少として処理します。

(借) 現金 10,000 (貸) 他店商品券 10,000



他店商品券の処理

次の取引について仕訳を行いなさい。

- (1) 商品 ¥30,000を販売し、代金は百貨店連合加盟の山口百貨店発行の商品券で受け取った。
- (2) 山口百貨店発行の商品券 ¥30,000の代金を請求し、現金で精算を受けた。



(1) (借) 他店商品券 30,000 (貸) 売上 30,000

(2) (借) 現金 30,000 (貸) 他店商品券 30,000

Section 3のまとめ

☆他店商品券は、後で発行会社に代金を請求できる債権です。

受取時(商品引渡時)	精算時
(借)他店商品券 ××× (貸) 売上 ×××	(借)現金 ××× (貸)他店商品券 ×××